

## 防府市デジタル活用支援事業 公募型プロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、防府市デジタル活用支援事業を実施するに当たり、業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2 業務概要

- (1) 委託業務名 防府市デジタル活用支援業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (3) 委託内容 別紙 防府市デジタル活用支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 提案限度額 2,000,000円（税込）

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※提案額（参考見積額）が、提案限度額を超過した場合は失格とする。

### 3 プロポーザルの実施方法

プロポーザル参加事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性、費用等を勘案し、総合的な見地から優先交渉権者を選定するため、別紙仕様書に沿った提案を行うこと。

なお、選定は、本市関係者で構成する防府市デジタル活用支援事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」とする。）で審査し、優先交渉権者を決定する。

### 4 参加条件

プロポーザルに参加する者は、本公告日から優先交渉権者が決定されるまでの間、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 令和8・9年度における防府市物品調達等に係る入札参加資格を有していること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、（資料1-1）に示す書類を提出し、審査の結果、資格を認めた場合には、本業務に限り参加資格を有する者とする。
- (2) 防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手

続開始の申立てをしていない者であること。

- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 防府市暴力団排除条例(平成23年防府市条例第21号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、また、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 国税及び防府市税の滞納がないこと。
- (9) 過去5年以内に、同種業務の実績を有していること。なお、同種業務とは下記8(2)アのとおり。

## 5 業務の再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、本市との協議の上、承認を得た場合はこの限りでない。

本提案で、再委託を予定している場合は、再委託先(名称・所在・代表者名)、再委託する業務範囲、再委託業務の履行状況の管理方法、体制等について提案書に記載すること。

なお、再々委託は認めない。

## 6 実施スケジュール

内容	期日
公告、参加申請受付開始	令和8年5月26日(火)
参加申請書提出期限	令和8年6月1日(月)
参加資格審査結果通知書兼 プレゼン等実施対象者選定結果通知書送付	令和8年6月2日(火) 予定
質問書提出期限	令和8年6月8日(月)
質問書に対する回答期限	令和8年6月10日(水) 予定
企画提案書提出期限	令和8年6月15日(月)
審査委員会(プレゼンテーション等)	令和8年6月18日(木) 予定
選考結果発表	令和8年6月22日(月) 予定
契約締結	令和8年6月下旬 予定

## 7 参加申請書兼誓約書等の提出について

### (1) 提出期間

令和8年5月26日(火) から令和8年6月1日(月) 午後5時まで

### (2) 提出方法

電子メールによる提出とする(期間内の本市到着分まで)。電子メールには開封確認を付し、送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

### (3) 提出先

総合政策部デジタル推進課 (電話番号) 0835-25-2412

(メール) densan@city.hofu.yamaguchi.jp

#### (4) 提出書類

- ア 参加申請書兼誓約書（様式1） ※要代表者印
- イ 会社概要票（様式2）
- ウ 業務実績調書（様式3）

※参加申込期日において、令和8・9年度における防府市物品調達等に係る入札参加資格を有していない場合は、（資料1-1）に示す書類を参加申請書兼誓約書と併せて直接又は郵送（当日消印有効）により提出すること。

### 8 プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）実施対象者の選定

#### (1) プレゼン等実施対象者（応募者が5者未満の場合）

応募者が5者未満の場合は、全ての応募者をプレゼン等実施対象者とする。

#### (2) プレゼン等実施対象者（応募者が5者以上の場合）

業務実績調書（様式3）に記載された同種業務実績件数の多い方から4者をプレゼン等実施対象者とする。

##### ア 同種業務について

国や地方公共団体が実施する事業で、市民向けのデジタルスキルを向上させる目的で教室・講座を開催する業務を指す。

##### イ 実績件数について

応募者が過去5年間（令和3～7年度）に業務を受託し、完了した同種業務の契約件数を指す。また、同一契約の中で、スマホ教室、デジタル活用講座等、種類が異なる業務は別にカウントする。

なお、応募者に同種業務実績件数を同じくする者がある場合は、業務実績における延べ受講者数の合計が多い方から順からプレゼン等実施対象者を選定する。

### 9 参加資格審査結果及びプレゼン等実施対象者選定結果の通知

上記7・8の結果は、令和8年6月2日（予定）までに、参加資格審査結果通知書兼プレゼン等実施対象者選定結果通知書を電子メールで送信する。

### 10 質問及び回答について

#### (1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、開封確認を付した電子メールで質問書（様式4）を下記まで提出し、送信後、開封通知が届かない場合は、電話で確認すること。

電話や窓口、郵送、FAXによる質問・問い合わせには応じない。

#### (2) 質問受付期間

令和8年5月26日（火）から令和8年6月8日（月）午後5時までとし、期限後に提出されたものは受付しない。

(3) 提出先

上記7(3)に同じ。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年6月10日(水)(予定)までに申請者全員へ電子メールで回答する。

1.1 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の提出期限

令和8年6月15日(月)午後5時必着

※受付時間は各日午前9時から午後5時まで(ただし土、日、祝日を除く。)

※提出期間内に提出がない場合は、失格とする。

(2) 提出書類

提出書類	部数等
ア 参加申請書兼誓約書(様式1)	紙媒体1部提出(代表者印を押印のこと) ※上記7で提出した原本
イ 企画提案書等提出届(様式5)	紙媒体1部提出
ウ 企画提案書	正本:1部(代表印を押印のこと) 副本:6部
エ 見積書及び見積内訳書	紙媒体1部提出(代表者印を押印のこと)

(3) 提出方法

(2) 提出書類のア～エを直接又は郵送で提出すること。

なお、(2)ウ企画提案書については、文字列検索が可能なPDFデータを、総合政策部デジタル推進課へ期限までに電子メールで提出すること。

(4) 提出先

所在地 〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号

担当部署(宛先) 総合政策部デジタル推進課

電話番号 0835-25-2412

メール densan@city.hofu.yamaguchi.jp

(5) 企画提案書等の様式及び内容について

ア 企画提案書の様式について

(ア) A4サイズの任意の様式で作成すること。A3サイズを使用する場合は、片袖折りで折り畳み、A4サイズとすること。

(イ) 企画提案書は、表紙、目次等を除き30ページ以内(両面印刷15枚以内)とし、ページ番号を付すこと。

イ 企画提案書の内容について

作成に当たっては、仕様書及び防府市デジタル活用支援事業プロポーザル審査評価基準(資料2)(以下「審査評価基準」という。)を参考に、本業務の趣旨を理解した上で、次の項目について作成すること。

なお、仕様書に示す本市の要求事項に固執せず、提案者の知識と経験を活

かして、留意事項や指摘点を示すなど、本業務が最大限の成果を上げることができるよう、提案すること。

また、企画提案書の説明は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表を適宜使用するなど、見やすく明確に作成し、専門用語を使用する際は、注釈をつけること。

#### 【提案項目】

(ア) 業務実施方針（コンセプト）

(イ) 実施体制

(ウ) 事業実施に関する提案

- ・スケジュール
- ・高齢者向けスマホ教室の内容及び教材
- ・自治会スマホ活用教室の内容及び教材
- ・募集、受付窓口

(エ) その他

ウ 見積書及び見積内訳書について

仕様書を理解した上で、提案限度額以内で、業務内容等の積算内訳がわかるように見積書を作成すること。

なお、見積書は、消費税及び地方消費税を含めた金額で、任意様式で作成し、防府市長宛てに1部提出すること。

エ 提出上の留意事項

(ア) 提出書類に関する変更、差し替え、再提出は認めない。

(イ) 提出された提案書類等は返却しない。なお、提出書類は事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。また、無断で外部への開示は一切行わない。

## 1.2 プレゼンについて

(1) 開催日時・会場

令和8年6月18日（木）を予定しており、正式な日時、会場は令和8年6月12日（金）以降に電子メールで通知する。

(2) 実施方法等

（資料3）プレゼンテーション実施要領のとおり。

(3) プレゼンの実施順

参加申請書兼誓約書等を受付した順とする。

なお、プレゼンの参加者数や他のプロポーザル参加者に関する質問には応じない。

## 1.3 企画提案書等の評価及び選定

(1) 企画提案内容審査及び審査の基準

企画提案書、見積書、プレゼン等の内容を、審査評価基準に基づき総合的に評

価する。なお、審査委員全員の配点の合計点の6割を評価の最低基準とし、当該基準を超える者のうち、最高評価点となった者を優先交渉権者とし、残りの者の順位も決定する。

(2) 結果通知

審査結果は、参加者全員に電子メール及び書面で通知する。なお、審査結果についての異議申し立てには、一切応じない。

(3) その他

本プロポーザルへの参加申請後、参加を辞退する場合には、辞退届（様式6）を提出すること。

## 1.4 契約等

(1) 選定後の手続き

ア 提案書の内容を基に、市と優先交渉権者との協議で、仕様書を調整し業務内容を決定後、再度見積書（提案書提出時の見積書とは別に）を徴取し契約書を取り交わすものとする。

イ 上記により、優先交渉権者との協議が不調に終わった場合は、次点者と協議するものとし、次点者とも協議が不調に終わった場合は、さらに次点の者と協議するものとする。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 「4 参加条件」の要件を満たさなくなった場合

イ 提案書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 予算額を上回った見積書を提出した場合

カ プレゼンに参加しなかった場合

キ その他、本要領の内容に違反する場合

ク 前各号に定めるもののほか、著しく審議に反する行為があった場合

(3) その他の留意事項

ア 本プロポーザルに要する経費はすべて提案者の負担とする。

イ 提出された書類等は、返却しない。

ウ 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

エ 提出された書類等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

オ 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。その場合、その写しを作成し、使用することができるものとする。

- カ 緊急やむを得ない事由で、本プロポーザルを実施することができないときは、停止、中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- キ 手続で用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ク 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受注候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- ケ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- コ 本市に提出する書類を郵送する場合は、受取日時及び配達を証明できる方法によることとし、郵便事故等で申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。